

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会（任意）
第3回協議会 会議録要旨

日時 平成14年5月8日（水） 午後3時～
場所 津市アストプラザ 会議室1（4階）
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、白山町、
嬉野町の各市町村長及び市町村議会の代表者、一志町長、美杉村長、
三重県津地方県民局長

事務局 ただいまから、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会第3回協議会
を開催したいと思います。

本日は、お忙しいなか、協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
います。

それでは会議を始めさせていただきたいと思います。

まず、会議に先立ちまして、協議会会長の津市長近藤康雄がごあいさつを申
上げます。

会 長 本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

これで、協議会も3回目となります。今回からは嬉野町さん、美杉村さんもは
いっていただき、初めての協議会です。規約の改正やら、負担金等の補正予算の
議題がございます。

また、合併問題を協議していくために、構成市町村の皆さんにはすべての事務
事業を洗い出す調査を事務局からお願いしております。とにもかくにも、皆さん
にご議論いただいてまいります。それぞれの市町村でのご議論のためになりま
すところの、基本構想といいたしめようか、考え方というのをもたたき台として作
っていかねばなりません。そういったことが協議会スタッフの仕事になっ
てまいりますので、調査項目をお願いすることもございますが、またその構
想・たたき台の作り方のメンバーも諮っていかねばなりません。そんなこ
とも今日ご相談をさせて頂きたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し
上げます。

事務局 それでは、当協議会の新しくメンバーになられた方をご紹介したいと思います。
先月22日に開催いたしました第2回の協議会におきまして、嬉野町さん
美杉村さんの参加が全会一致でご承認いただきました。

ご紹介させていただきます。まず嬉野町長の笹井健司様でございます。

嬉野町長 嬉野町長の笹井でございます。このたびは本当に皆様方にご迷惑をおかけい
たしました。私の方につきましても、いろいろ事情がございましてどういう方
向になるか分かりませんが、当協議会のほうへご承認いただきましたことを厚

くお礼を申し上げまして今後もご指導ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

事務局 ありがとうございます。続きまして、嬉野町議会特別委員会委員長の小堀峯男様でございます。

嬉野町議 小堀でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 どうぞよろしくお願ひいたします。次に、美杉村長の結城敏様でございます。

美杉村長 美杉村の結城でございます。このたび、皆様方の仲間と一緒にさせてもらうことになりました。温かく迎えていただきましたことを心から感謝申し上げたいと思います。なにとぞよろしくお願ひいたします。

私ども、議会の特別委員長今井議員でございますけれども、急に差支えができましたので、急きょ欠席させていただきました。皆さん方によろしくお伝えいたしたいということでございます。どうかご了承いただきたいと思います。

事務局 ありがとうございます。今、村長さんもおっしゃられましたように、今井特別委員長さんはご欠席ということでご報告をいただいておりますので、ご報告させていただきます。それでは、皆様今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

次に、新しい事務局職員を5月1日から、当協議会に構成市町村から派遣をいただきました。事務局の運営にあたっております職員をこの場で紹介させていただきます。

(順次紹介)

このメンバーで、事業を進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それと、資料の一番上のところに、協議会の組織図と事務の分担表をお渡ししてあります。内部で、総務担当・まちづくり計画担当・事務事業調査担当、この3つの担当に分けて今後の事務を進めて参りたいと思います。それぞれ、ご覧いただいた事務内容のところに、職員を分担いたしまして一年間調査研究・広報啓発にあたって参りたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、本日本日予定しております議事に入りたいと思います。会長、議長席の方へよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、失礼します。早速、議事に入らせていただきます。最初は、規約の改正についてでございます。それでは、事務局説明して下さい。

事務局長 議案第8号 津・久居・安芸郡・一志都市町村合併問題協議会規約の改正についてご説明いたします。

改正の内容は、前回の協議会におきまして嬉野町と美杉村の当協議会への参加が承認されましたことに伴い、当協議会規約の一部を改正しようとするものであります。第1条中、構成市町村の部分に嬉野町と美杉村を追加し、「及び

白山町」を「白山町、嬉野町及び美杉村」に改め、議決の日から施行しようとするものでございます。よろしくご協議のほど、お願いいたします。

議 長 只今、ご説明申し上げました内容は簡単でございます。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

議 長 ありがとうございます。それでは次に議案の第9号でございますが、副会長の選任について、お諮りをしたいと思います。規程では3人の方をお願いをするということになっておりますが、2月13日の設立総会で香良洲町長さんをお願いをいたしました。少し先ほども申し上げましたけれども、本来のこともございまして、少し保留にというようなお話しでございまして、空席のままになっております。しかし私といたしましては、美杉さんも嬉野さんもお入りになりましたから、特別の事情もこれなく、副会長1名の選出をお願いしたいなとこんなふうに思います。皆さんにお諮りをしたいと思います。規定によりまして、委員の皆さんの互選によるということになっておりますけれども、前からのこともございまして、指名推薦といたしたいと思いますがよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

議 長 ありがとうございます。それでは、改めまして香良洲町長の鈴木一司さんをお願いをいたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議 長 ありがとうございます。それでは、鈴木さんよろしくお願いを申し上げたいと思います。一言ご挨拶をいただけますか。

香良洲町長 一言、皆さんにお礼を申し上げたいと思います。私どもの事情もございまして、一志郡は一応三雲町以外出揃いましたので、ここで改めて受けさせていただくことになりました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 どうもありがとうございました。既にお願いをしてございます池田市長さん、横山町長さん、ただいまお願いをいたしました鈴木町長さんと私と、そんなふうに会長・副会長の職を勤めさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、次の議事に進めます。まずは、補正予算(案)でございます。内容につきまして事務局からご説明をさしあげます。

事務局長 議案第10号 平成14年度津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

議案第8号でご承認いただきまして当協議会の構成市町村が変更されることに伴い、協議会規約第11条第1項及び第2項の規定に基づき、負担金の額

を変更しようとするものであります。変更の内容につきましては、下記の表をご覧くださいと存じます。負担金の総額は変更しないことといたしますが、構成市町村が増えたことに伴いまして協議会規約第11条別表に定める負担割合により、各構成市町村の負担金の額を変更するものであります。

各構成市町村の負担金の増減は、表にお示しいたしましたとおりであります。よろしくご協議のほど、お願い申し上げます。

議 長 只今、ご説明申し上げましたのは13,346千円の総額は変えずに、嬉野さん美杉さんがお入りいただきましたので割り直したと、こういうことでございます。今、申し上げました2つの町・村以外のところはマイナス、こういうことでございます。総額を変更せずにといいことでございますが、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

議 長 ありがとうございます。それではそのような負担で、今年度お願いを申し上げたいと思います。それでは、これで終わりですね。

事務局長 議事はそれだけで、あとその他を。

議 長 失礼しました。協議会の議事としては、以上でございます。ご協力ありがとうございました。その他ですね、基本構想策定委員会の設置について等々がございますので、引き続きご審議をお願いいたします。

それでは、まず基本構想策定委員会の設置について説明をお聞きいただきたいと思っております。

事務局長 まちづくり基本構想についてご説明いたします。まちづくり基本構想の策定と、これに伴うまちづくり基本構想策定委員会の設置につきましては、平成14年3月28日に開催されました第2回の協議会の事業としてご承認いただいております。事業実施のための事務手続きについてご説明をいたしますので、ご協議の程をよろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、「まちづくり基本構想の概要(案)」の資料をご覧ください。まちづくり基本構想ですが、協議会構成市町村の住民の皆様、「これからの地域のあり方や新しいまちづくり」についてお考えいただくため、合併によるまちづくりの意義と効果、合併後の将来のまちづくりビジョンを示すものでありまして、協議会の調査研究活動の一環として、協議会にて策定を行うものであります。

まちづくり基本構想策定委員会ですが、協議会に設置し、まちづくり基本構想の策定に関し必要な調査・検討などを行い、協議会に提言を行うものであります。委員については、協議会構成市町村の住民の方に公募を行い、就任していただきたいと考えております。また、公募による委員とは別に、学識経験者の方をお願いしたいと思っております。定員については、学識経験者2

名と公募委員とを合わせて 30 名程度と考えております。委員長及び副委員長は、学識経験者の委員から、協議会の会長が指名させていただきたいと思いません。なお、公募の委員・学識経験者の委員の詳細な選任方法については、後ほどご説明させていただきます。

まちづくり基本構想策定委員会ワーキンググループであります。委員会の下に実務作業を行うワーキンググループを設置します。ワーキンググループの構成員は、協議会構成市町村合併担当・企画担当・津地方県民局合併担当・企画担当の職にある者とさせていただきます。

基本構想の策定につきましては、委員の方のほかにも、住民の意見を反映していくことが重要でありますので、住民意識調査、学識経験者、関係団体等のヒアリングを行い、随時実施してまいりたいと考えております。

策定委員会の会議につきましては、公開を原則として考えております。

基本構想の策定期間であります。現在のところ、10月ごろを予定しております。住民説明会の前に、中間案を作成し、住民説明会にお出し、その場での意見を参考にして、速やかにまとめていきたいと考えております。

以上がまちづくり基本構想に関する考え方でございますが、この考え方を図に示したものを、別紙に、「まちづくり基本構想策定フロー図(案)」として表示しておりますので、参考にして頂きたいと思いません。また、基本構想のイメージとして、あくまでも議論のきっかけとするための「たたき台」として、別紙に、基本構想の構成を示しましたので、参考にしていただきたいと思います。

次に、先ほどご説明いたしました基本構想の考え方に基づき、別紙「まちづくり基本構想策定委員会設置要綱(案)」を作成しましたので、その構成をご説明いたしますと、第1条は基本構想の内容、第2条は委員会の設置、第3条は組織、第4条は任期、第5条は役員、第6条は職務、第7条は会議、第8条は関係者の出席、第9条は会議の公開、第10条はワーキンググループの設置、第11条は庶務、第12条は委任となっております。

次に、先の説明でふれさせていただきました委員の選任方法についてですが、学識経験者の委員につきましては、別紙「まちづくり策定委員会学識経験者委員(案)」をご覧いただきたいと思います。委員として、三重大学人文学部の渡邊悌爾教授、同じく人文学部の児玉克哉助教授に就任のお願いをいたしたいと存じます。両先生とも、地方自治体の委員会の委員等を数多く経験された実績があり、学識も深く、とりまとめの能力もある方でございますので、ご承認の程を何卒、よろしくお願いいたします。なお、ご承認いただければ、三重大学に就任依頼をお願いする運びとなります。

次に、公募の委員の選任方法ですが、別紙「まちづくり基本構想策定委員会公募委員の募集について」により行いたいと思いませんので、ご理解を賜りたく

存知あげます。主な項目についてご説明をいたしますと、定員は30名、募集資格は協議会構成市町村に住所を有している満20歳以上の方で、議員及び公務員でない方であります。選考は、地域・性別・年齢などのバランスを考慮して決定することとしております。応募にあたっては、「合併による将来のまちづくりに関する意見」を添えていただくことにしております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今、川上がご説明申し上げましたのが、基本構想策定委員会の考え方であります。結構大事の議論をやっていただきます。資料に基本構想のフロー図が書いてございますけれども、最終的にはこの協議会で、策定委員会から提言されたものを決めていくというかたちになっております。しかし、かなりの部分をワーキンググループとか、ただいま案を申し上げましたけれども渡邊さん・児玉さんの学識経験の方のご指導をいただいたり、それから、地域ごとにバランスをとってですね、参加してくださる住民の方のご意見を聞くということになってまいります。簡単にご説明を申し上げましたけれども、どういう方が手を上げてくださるのか、それから、手を上げてくださった中でお願いをするのは、まちづくりに対するご自身のご意見というのを添えて出していただくわけですから、そこを我々が失礼ながら拝見をさせて頂いてお願いをしていくということになるんだろうと思います。どれだけ応募されるのか、されないのか分かりませんので、なかなかこれから先のことをご相談しにくいですが、1団体2名ぐらいで。

事務局長 はい、大体それくらいを考えております。

議長 お二人くらいずつで、年齢とか男女のバランスを難しい話ですけども……。それぞれやっぱり、委員の皆さん方にご相談したいと思えますね。たくさんで来た時には。そんなかたちで、やっていきたいなとこんなふうに思います。何かご質問がございましたらお願いをいたします。

いかがでございましょうか。うまく選任できると思われませんか。

これは、募集はどのような格好で。

事務局長 6月1日の協議会だよりを出すつもりであります。そこへ、募集の記事をのせるつもりです。

議長 協議会だよりというのは、住民の方にみんな届くの。

事務局長 各戸に配るようにさせていただきます。

一志町長 公募をされるわけですから、議長が言われるようにどういうかたちかというのが心配もされるわけですし、これ重要な会議ですから……。したがって応募される方がない場合も考え合わせて、協議をさせていただくことを与えていただきたい。というのは、推薦ということも応募の内容によっては考えてもよいのではないかなという気がしますね。いい加減なことを書いてきたのでは委

員に採用するというのも十分じゃないという場合もあるでしょうし、ないかもしれない。そういうことも含めてですね・・・。

議長　そうですね。将来のまちづくりの基本方向ですからね。こういうメンバーが集まって、ひとつのまちづくりをしていこうという基本方向だから。もうひとつの基本、合併するとかしないとかというのとはまた別なのでしょうね。するのであればこういうようなまちづくりのイメージが考えられますよというような、かなり専門的なとかあるべきすがた。だから渡邊さんあたりにリーダーシップをとってもらうのがいいのではないかなと、こういうことですね。前山さんがおっしゃった推薦というのはもう公募をやめて、推薦方にしたいと。

一志町長　そういう意味じゃなくって、大体こういう委員さんになれる中に、往々に一言いうたら言いたいと、それだけですんでしまうという人が多いですね。そういうこともありうるよ。

議長　そうですねえ。

一志町長　だから応募されたかたもいっぺん我々にフィードバックして頂いて・・・。

議長　それは、そうですね。あまり少数で、例えばお二人しか出てこなかったから、どんな方が分からん、お二人しか仕方ないというのもちょっとねえ。公募のあり方というのが非常に難しくって、声の大きい方だけでお終いかというと、そうじゃございませんしね。そこは、我々も公平に常識的な判断で決めていかなければいかん。だからそれぞれの地域の代表の皆さん方、やっぱりそういうところのリーダーシップもいるのかなという気がします。さりとて、やっぱりなるべくなら皆さん方の意見をキックバックして持っていきたいし、メンバーの方で決めていただいた人であれば、最終の協議会でものを決めるのと同じようなことになってきてもまた困りますしね。やっぱり違った立場の方で。

一志町長　私が言っているのは、あくまでも私どもが介入するという意味ではなしにね、この人なら真剣にいろんなご意見がでるだろうと、こういうふうな人がもしあればですね、そして応募の状況がまず優先されるわけですから、それを見て我々も考えさせて頂いたらどうかと。

議長　そうですね。私自身も自分で選ぶとすれば、やっぱりある程度こういう問題について学識経験をもってらっしゃる方をお願いすると思いますね。

香良洲町長　公募ですので、あんまりここで深い議論はやめておいてですな、あとはそれぞれの市町村で。私はもう理解できていると、それをお持ちしてもらったらいいのかなと思います。

議長　ですから、各地域お二人くらいの考え方で地域バランスをとってということで、選んでいくという事くらいの議論ですね。よろしゅうございますか。

(異議なし)

自分のそれぞれの地域の意見をきちっとおっしゃって下さる、しかも感情的

じゃなくってある程度論理的にまちのあり方を議論なさる方、そのくらいの注文でいきましょうか。お願いいたします。それではあと協議会だよりにこういう応募をさしていただくというようなことも入れまして、進めさせていただきますのでそのときにはまたよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。スケジュールモデル、前回ちょっと私のお話をいたしましたけれども、三重県の市町村課が策定をいたしました合併スケジュールのモデルがございますので、少しお目にかけてご説明をさせていただきますたらと思います。

事務局長 別紙スケジュールモデル(案)についてご説明いたします。先程、市長からもございましたけど、三重県の市町村課が作成しましたスケジュールのモデルでございます。これは、平成17年3月までの合併特例法の期限を踏まえて、あくまでも目安であるとのことでございますが、タイムスケジュールと合併にかかわる協議事項の例示列举及び住民のみなさんへの情報提供並びに合併しようとする場合に必要な法律に定められた手続き等が示されたものであります。当協議会は、先にご承認いただきました規約第1条において、いわゆる法定の合併協議会の設置について検討するとされておりますことから、このモデルを基に、委員の皆様は法定協議会の設立時期等につきましてご協議をいただきたいと考えております。以上でございます。

議長 モデルをご覧になって頂いておりますが、県が作ってくれたのが少し加工してあるんですね。加工の部分をちょっと説明してください。

事務局長 はい、一番下の括弧の中の2002年法定合併協議会と、この下に括弧書きが平成14年12月法定協議会設置議決(案)ですけれども、平成15年1月法定協議会設立とこういう形の括弧の部分だけを少し追加をさせていただきました。

議長 別に新しいことやなくて説明を加えたっていうことで。

事務局長 はい、2002年中というのが年度じゃなくって年中にということで12月と、あと少し分かりやすくというかたちで表現させていただきました。

議長 というモデルが前回市長会議で把握されましたので、お目にかけました。何かご質問ございましたら。

河芸町議 法定協議会は、各市町村の議会において12月議会で、そこで議決を求めていくと、そういう段階のステップとして17年3月の期限に間に合うという想定ですね。12月には法定にそれぞれ議会が準備しないといかんと。

議長 そうです。こちら辺を心得ておいて頂かないと、2002年中法定合併協議会というのを噛み砕いた内容ですね。12月議会ですから、日はあまりございませんね。次に進めさせていただいてよろしゅうございますか。それでは次は、協議会だよりの発行についてであります。

事務局長 資料はございませんけども、6月1日発行予定の協議会だより創刊号の内容

について説明いたします。

協議会だよりを6月1日に発行します配布方法につきましては、各市町村の広報等に併せて各戸へ配布したいと考えております。よろしく願いいたします。今年度の発行予定といたしましては、創刊号を含め4回程度発行したいと考えております。今回の創刊号としての内容は、次のとおりです。創刊にあたり会長の挨拶、平成13年9月の津市長の設立の表明から協議会が設立されるまでの経過と設立総会后、今回まで3回開催された協議会の各議案と結果、協議会規約の第1条の設置と第2条の所掌事項、協議会委員名簿及び事務局の職員名簿、4月25日に指定された合併重点支援地域の報告、協議会・幹事会・専門部会・分科会等の組織図、「合併ってなんだろう、合併協議会ってどのようなもの」などをQ&A形式で解説、協議会のお知らせコーナー、協議会で行われる本年度の事業、まちづくり基本構想公募委員の募集について、ご意見の募集と市町村の担当窓口の連絡先でございます。以上のような形で6月1日の創刊号を出したいと考えております。以上でございます。

議長 まだ、初めての協議会だよりでございますので、ご覧になって頂いてこんなところをというようなご意見があるだろうと思えますけれども、今の段階でいかがでしょうか、もう少しこういった様な内容にというご意見があれば、スタッフに聞かせておいて頂ければありがたいと思えますが。

これ、どのくらいの割り合いで出すの。創刊号の次はいつ。

事務局長 9月ごろで、全体で創刊号を含めて年4回です。

議長 ということでございます。先程、ご意見のあった法定協議会の12月議会の前と後では随分違ってくるね。できれば、議会でいろいろご審議を頂く前に出すのがいいかも分らんね。こういうたよりを出して参りますので、是非また配布方よろしく願いを申し上げたいと思えます。協議会だよりの編集責任はどなたですか。

事務局 芸濃町の駒田です。

議長 芸濃町の駒田さんにして頂きますので、また直接ご意見を伺うなりいろいろして下さい。それでは、次に参ります。次は日程ですね。

事務局長 次の協議会の日程については、5月下旬か6月の始め頃を予定しております。議案内容につきましては、幹事会を開催いたしまして、そこで審議して頂きましてお知らせしたいと思えます。

それから、第2回の合併問題協議会の会議録ができておりますので、また写しを配布しておりますので、よろしく願いいたします。あと今日、幹事さん来て頂いておりますので、幹事の方へ事務事業実態調査の封筒に入れてございますけれども、各専門委員さんの方へお願いをして頂きたいと。名簿なんかもいろいろ作ってございまして、訂正事項とかございましたら事務局の方へご連絡

絡頂きたいと思います。以上です。

議長 はい、幹事さんのお話しもございましたが、どうか委員の皆さん方、幹事さんが、それぞれ私どもの会合よりも頻繁に集まって頂いておりますし、またそれから今日ご紹介を申し上げましたスタッフもそれぞれの団体からお越しをいただいておりますので、どうぞ何かとご質問などありましたら通じてやっていただければすぐお返しできるようにさせていただきます。特に、一志郡の皆さん方が勉強会をおつくりになりまして、またいろいろデータもおいりでしょうで、両方が同じデータを作成していますと無駄になりますので、どうぞ当協議会のデータをいくらかもお出しをして参りますから、またお使いになって頂きたいと思います。それでは、予定をいたしましたのが以上となります。

この際、何かお話しがございましたらお伺いをするということに致しますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。それでは、しょっちゅう会っているメンバーですからね。本当にありがとうございました。お忙しいところお越しをいただきまして、今後ともよろしく願いいいたします。ありがとうございました。

15時45分終了